

ネパールビジネス法入門
2020年8月25日/26日

弁護士藤本卓也/三宅坂総合法律事務所
弁護士Gourish Krishna Kharel/Kto Inc.



目次

1 外国投資

2 進出方法

3 雇用

4 契約

5 知的財産

6 税

7 紛争解決

8 撤退

9 リンク

1 外国投資

- 外国投資技術移転法/Foreign Investment and Technology Transfer Act, 2019 (FITTA)
- ✓ ネガティブリストに対する外国投資の禁止 (FITTA、Schedule)
 1. 養鶏、漁業、養蜂、その他の第一次農業生産物
 2. 家内産業、小規模事業
 3. 個人サービス業(理髪、洋服仕立て等)
 4. 武器、弾薬、火薬、核兵器、生物化学兵器の製造、原子力エネルギー事業、放射線を利用する事業



1 外国投資

5. 不動産業(建設業を除く)、小売業、国内運送業、国内ケータリング業、両替、決済
6. 旅行業、トレッキング等
7. マスコミ(新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース)、ネパール語の映画
8. 経営、会計、エンジニアリング、法律のコンサルタント業
9. 外国投資が49%を超えるコンサルタント業

1 外国投資

- ✓ FITTAの規制対象:外国人による投資に対する規制(FITTA2条)

外国人	投資
<ul style="list-style-type: none">➤ 外国人、外国会社➤ ネパール人の非居住者	<ul style="list-style-type: none">➤ 会社の株式取得➤ 技術ライセンス➤ 飛行機、船舶等に対するファイナンス・リース➤ Venture Capital Fund の組成、及びそれによる上場株式取得



1 外国投資

- ✓ 最低投資金はNPR50,000,000(FITTA3条)
- ✓ 技術ライセンス(FITTA7条)
 - 技術ライセンスとは特許、意匠、商標のライセンスのみならず、know-howのライセンスも含む
 - 技術ライセンス契約につき所轄機関の承認
 - ライセンス料に上限あり

1 外国投資

- ✓ 外国投資の承認機関(FITTA17条)
 - 投資額 \geq NPR 60億の場合、ネパール投資庁/Investment Board Nepalの承認
 - 投資額 $<$ NPR 60億の場合、産業局/Department of Industryの承認

- ✓ 報告義務(FITTA19条)
 - ネパール会社の株式譲渡等によるネパール会社の所有者の変更
 - ネパール会社の親会社の株式譲渡等によるネパール会社の所有者の変更

- ✓ 製造委託 (FITTA45条)
 - 完成品の製造委託は不可

1 外国投資

■ 外国人からの借入

✓ 外国金融機関からの借入

➤ Project Loan等の形式による

➤ 産業・商業・供給省/Ministry of Industry, Commerce and Suppliesの推薦を取得し、次いで中央銀行/Nepal Rastra Bankの承認を取得

✓ 外国会社からの借入

➤ 借入上限USD1,000,000、所定利息の範囲内で外国会社から借入可

➤ 中央銀行/Nepal Rastra Bankの承認

1 外国投資

■ 本国送金

- ✓ 本国送金の対象は、株式譲渡代金、利益配当、技術ライセンス契約に基づくライセンス料等
- ✓ 必要書類(利益配当の場合、監査報告書、Tax Clearance、会社議事録等)を提出して産業局/Department of Industryの推薦を取得し、次いで中央銀行/Nepal Rastra Bankの承認を取得

1 外国投資

■ 個別法による外資投資に対する規制

- ✓ 銀行： 30－70%
- ✓ 国内航空： 49%
- ✓ 国際航空： 80%

■ 不動産の所有

- ✓ 外国人個人の不動産所有は不可
- ✓ 外国会社の不動産所有は不可
- ✓ 外国会社は不動産会社に投資し、当該不動産会社は不動産所有可

1 外国投資

- Public Private Partnership and Investment Act
 - ✓ 対象
 - 投資額>= NPR 60億
 - インフラストラクチャー事業(道路、トンネル、鉄道、下水道等)に適用される
 - ✓ ネパール投資庁/Investment Board Nepalの承認
 - ✓ Memorandum of Undertaking 等に基づきAgreementを締結

1 外国投資

■ Industrial Enterprises Act, 2020

- ✓ 外国投資、内国投資のいずれにも適用される
- ✓ 全ての事業に登録義務(実務上、Industries Enterprises Act, 2020に規定するいずれかの事業に該当しない場合、事業登録できない可能性あり)
- ✓ 一部事業はネパール政府のみ運営可能(原子力エネルギー等)
- ✓ 一部事業は事前承認が必要(爆発物製造業、有価証券印刷業等)

1 外国投資

- ✓ 法人所得税は原則として25%だが、以下の軽減税率の適用可能性あり
- 製造業の場合、20%、輸出する場合、更に5%軽減
- インフラストラクチャー事業の場合、15%
- 所定地域での製造業の場合、10年間にわたり軽減税率の適用
- 紅茶製造業の場合、12.5%
- NPR10億以上の投資であり、かつ、500人以上雇用する場合、5年間0%、その後3年間12.5%

2 進出方法

会社 /company	支店 /branch	駐在員事務所 /liaison office
Companies Act (CA) 3条以下	CA154条以下	CA154条以下
親会社と別人格	親会社と同人格	親会社と同人格
親会社:有限責任	親会社:無限責任	親会社:無限責任
ビジネス可	ビジネス可	ビジネス不可
最低投資金あり	最低投資金なし	最低投資金なし

2 進出方法

■ 進出手順

1. 外国投資の承認

- ✓ 投資額 \geq NPR 60億の場合、ネパール投資庁/Investment Board Nepalの承認
- ✓ 投資額 $<$ NPR 60億の場合、産業局/Department of Industryの承認

2. 会社登記

- ✓ 会社登記事務所/Office of Company Registrarにおいて登記
- ✓ 外国投資許可証、基本定款/Memorandum of Association, 付属定款/Articles of Association等を提出する

2 進出方法

■ 進出手順

3. 税務登録

- ✓ 歳入庁/Inland Revenue Departmentにおいて登録
- ✓ 永続会計番号/Permanent Account Numberを取得する

4. 事業登録

- ✓ 産業局/Department of Industryにおいて登録
- ✓ 外国投資許可証、基本定款/Memorandum of Association、 付属定款/Articles of Association等を提出する
- ✓ 必要な場合、環境に関する報告書を提出する

2 進出方法

■ 進出手順

5. 中央銀行/Nepal Rastra Bank登録

- ✓ 中央銀行/Nepal Rastra Bankにおいて登録
- ✓ 投資資金に関する証明書、事業登録証、会社登記証明書、基本定款/Memorandum of Association、 付属定款/Articles of Association等を提出する
- ✓ 親会社の会社登記証明書、定款等を提出する

2 進出方法

	非公開会社 /private company	公開会社 /public company
ガバナンス	より自由	より厳格
株主数	1－101	7－無制限
取締役数	1－11	3－11
最低資本金	なし	NPR10,000,000
公募	不可	可
株主間契約 /consensus agreement	有効	規定なし



2 進出方法

- 会社の機関
 - ✓ 株主総会 (CA67条以下)
 - ✓ 取締役会 (CA86条以下)
 - ✓ 監査役 (CA110条以下)
 - ✓ 会社秘書役 (CA185条以下)

2 進出方法

- 株主総会
 - ✓ 定時株主総会 (CA76条以下)
 - 年1回開催
 - 決算事項
 - ✓ 臨時株主総会 (CA82条以下)
 - 随時
 - 取締役会、監査役、少数株主による招集

2 進出方法

- 株主総会
 - ✓ 普通決議事項の例(過半数)(CA74条)
 - 取締役の選任、解任
 - 監査役の選任、解任
 - 決算書類の承認
 - ✓ 特別決議事項の例(75%)(CA74条、83条)
 - 資本金の増加、減少
 - 自己株式の取得



2 進出方法

- 株主の権利
 - ✓ 臨時株主総会の招集(CA82条)
 - ✓ 調査請求権(CA121条)
 - ✓ 株主の権利侵害に対する救済(CA139条)

- 株主の責任
 - ✓ 有限責任
 - ✓ 法人格否認の法理の可能性あり

2 進出方法

■ 取締役会

- ✓ 会社の業務執行(CA95条)
- ✓ 取締役は株主総会決議で選任、及び解任(CA87条、89条)
- ✓ 公開会社の場合、取締役の任期は4年を超えない(CA90条)
- ✓ 取締役の欠格事由(日本人も取締役になれる)(CA89条)
- ✓ 公開会社の場合、取締役会は年6回開催(CA97条)
- ✓ managing directorの選任(CA96条)

2 進出方法

■ 取締役の義務

- ✓ 善管注意義務(CA99条)
- ✓ 会社の事業から個人的利益を取得してはならない義務(CA99条)
- ✓ 利益相反取引の開示(CA92条)
- ✓ 公開会社が取締役と重要な取引をする場合、株主総会の承認必要(CA93条)
- ✓ 取締役への貸付等の禁止(CA101条)
- ✓ 株主、会社債権者等に対する損害賠償責任(CA163条)



2 進出方法

- 提出
 - ✓ 監査済財務書類(CA80条)
 - ✓ 基本定款/Memorandum of Association、付属定款/Articles of Associationの変更(CA21条)
 - ✓ 株主、社債、借入等に関する目録(CA51条)



2 進出方法

- 非公開会社の場合、株主間契約/consensus agreementで規定できる事項(CA145条)
 - ✓ 株式譲渡制限
 - ✓ 取締役その他のofficerの任期
 - ✓ 取締役会の不設置
 - ✓ 定時株主総会の不開催
 - ✓ その他会社運営に関する事項

2 進出方法

■ コンプライアンス

- ✓ 個人情報の保護 /Privacy Act (PA)
- 個人情報とは、カースト、誕生日、宗教、住所、電話番号、メールアドレス、身分証明書等 (PA2条)
- 個人の承諾を得て個人情報の収集を行う (PA23条)
- 個人の承諾なく個人情報を使用、又は第三者に提供できない (PA26条)

2 進出方法

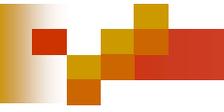
■ コンプライアンス

- ✓ 腐敗防止/Prevention of Corruption Act (PCA)
- 公務員/public servantに関する贈収賄を禁止 (PCA3条以下)
- 公務員/public servantとは、ネパールの公務員、ネパール政府が保有する会社の従業員等 (PCA2条)
- 不正利得/graftとは、金銭、商品、その他の利得 (PCA2条)

2 進出方法

■ コンプライアンス

- ✓ マネーロンダリング/Money Laundering Prevention Act (MLPA)
- 犯罪収益隠匿行為(マネーロンダリング行為)の禁止(MLPA3条)
- テロリストに対する資金供与の禁止(MLPA4条)
- 金融機関等による顧客確認義務(MLPA7A条以下)



3 雇用

■ 法源

- ✓ 法律/Labor Act(LA)、Labor Rules、Social Security Act等
- ✓ 労働協約
- ✓ 就業規則
- ✓ 労働契約



3 雇用

- 正規雇用(LA10条)

- 非正規雇用(LA10条)
 - ✓ 業務ベース雇用/work-based employment
 - ✓ 有期雇用/time-based employment
 - ✓ 臨時雇用/casual employment
 - ✓ パートタイム雇用/part-time employment
 - ✓ 派遣/supply of labors

3 雇用

■ 懲戒解雇

✓ 懲戒解雇事由

➤ 不当行為(LA131条)

1. 暴力行為
2. 収賄
3. 窃盜
4. 横領
5. 会社財産に対する毀損行為
6. 30日以上が無断欠勤
7. 秘密情報の漏洩
8. 競合者との共謀
9. 犯罪行為
10. 採用時の学歴詐称
11. 薬物摂取
12. 3年間で2度以上の不当行為
13. 他の法律で規定される行為



3 雇用

■ 懲戒解雇

✓ 懲戒解雇事由

➤ セクシャルハラスメント(LA132条)

✓ 手続

➤ 被用者に対する弁解の機会の付与(LA135条)

➤ 時間的制限あり(LA137条)

3 雇用

■ 通常解雇

- ✓ Labor Actに従う場合を除き、解雇できない(LA139条)
- ✓ 通常解雇事由
 - 能力不足(3年以上連続して能力評価が基準を下回ること)(LA142条)
 - 病気による労働不能、但し、医師による書面が必要(LA143条)

3 雇用

- 解雇通知(LA144条)
- ✓ 通知期間

雇用期間	通知期間
4週間まで	1日
4週間－1年	7日
1年以上	30日

- ✓ 不当行為に基づく懲戒解雇の場合、通知不要
- ✓ 金銭の支払いをもって、通知に代えることは可能

3 雇用

- 整理解雇(LA145条)
 - ✓ 整理解雇事由
 - 財務状況の悪化
 - 合併による人員余剰
 - ✓ 手続
 - 30日前に所轄機関、労働組合等への通知
 - 労働組合等との協議
 - 解雇の順序
 - 解雇手当



3 雇用

- 非正規雇用の終了(LA140条)
 - ✓ 有期雇用の期間満了による終了
 - ✓ 業務ベース雇用の業務終了による終了
 - ✓ 臨時雇用の終了
 - ✓ 労働契約の記載にかかわらず、業務の性質等によっては、非正規雇用が正規雇用に転換する可能性あり



3 雇用

■ 労働時間

- ✓ 1日8時間、1週間48時間(LA28条)
- ✓ 残業時間は1日4時間、1週間24時間であり、残業手当は1.5倍(LA30条、31条)

■ 賃金

- ✓ 最低賃金(LA34条)
- ✓ 年次昇給(LA36条)

3 雇用

- 休日、及び有給休暇(LA40条以下)
 - ✓ 各週1日
 - ✓ 祝日
 - ✓ 年次休暇として20日勤務毎に1日
 - ✓ 病気休暇として1年につき12日
 - ✓ 出産休暇
 - 母は14週間、但し、有給部分は60日
 - 父は15日



4 契約

- 契約の自由
- 契約の成立
 - ✓ 合意
 - ✓ 書面
 - ✓ 証人
 - ✓ 登録

4 契約

- 製造物責任/National Civil (Code) Act 685条以下
 - ✓ 製造者/producerは欠陥品/defective productの生産、販売、又は第三者による販売によって消費者の生命、身体、財産に損害を発生させた場合、責任を負う
 - ✓ 製造者/producerとは製品を製造、又は販売するものをいい、輸入する場合、輸入、又は販売するものを含む
 - ✓ 欠陥品/defective productとは設計、製造の欠陥等の所定事由から通常の注意力を有するものが合理的に期待する最低限度の安全性を欠くもの

4 契約

- 競争法/Competition Promotion and Market Protection Act(CPMPA)
 - ✓ 競合者との価格、投資、生産販売量等に関する合意の禁止(CPMPA3条)
 - ✓ 優越的地位の濫用の禁止(CPMPA4条)
 - ネパール国内で市場シェア40%以上の場合、優越的地位があるとみなされる
 - 他者の生産販売等に対する制限、生産販売量の制限、異なる価格設定等は優越的地位の濫用とみなされる

4 契約

■ 競争法

- ✓ 企業結合規制 (CPMPA5条)
- 市場シェア50%となる合併は禁止される
- 通知制度はない
- Competition Commissionは存在しないが、会社登記事務所/Office of Company Registrar が不当な競争制限等と認める場合、合併を拒否する

4 契約

- 消費者保護法/Consumer Protection Act(CPA)
- ✓ 消費者/consumerとは商品、又はサービスを消費する個人、又は団体(CPA2条)
- ✓ 不当行為/unfair trade and business activitiesの禁止(CPA16条)
 - 品質等に誤解させるような販売
 - 優良品と誤認させる販売
 - 景品価格等の転嫁
 - 偽物販売



4 契約

- 電子取引法/Electronic Transactions Act(ETA)
- ✓ ネットワークサービスプロバイダーが権利侵害する情報へのアクセスを許容した場合、悪意の場合を除き、責任を負わない(ETA43条)
- ✓ 不正アクセスの禁止等のサイバー犯罪の処罰(ETA44条以下)



5 知的財産権

- 特許/Patent, Design and Trade Mark Act(PDTMA)2条以下
 - ✓ 先願主義
 - ✓ 特許の期間は登録日から7年で7年を2度更新可
 - ✓ 特許権侵害に対する救済
 - NPR500,000以下の罰金
 - 没収
 - 損害賠償

5 知的財産権

- 意匠/PDTMA12条以下
 - ✓ 先願主義
 - ✓ 意匠の期間は登録日から5年で5年を2度更新可
 - ✓ 意匠権侵害に対する救済
 - NPR500,000以下の罰金
 - 没収
 - 損害賠償



5 知的財産権

- 商標/PDTMA16条以下
 - ✓ 先願主義
 - ✓ 商標の期間は登録日から7年で更新可
 - ✓ 商標権侵害に対する救済
 - NPR100,000以下の罰金
 - 没収
 - 損害賠償
 - 著名商標の保護の可能性あり

5 知的財産権

- 著作権/Copyright Act
 - ✓ 無方式主義
 - ✓ 著作権の期間は著作者死亡後50年
 - ✓ 著作権侵害に対する救済
 - NPR100,000以下の罰金、又は1年未満の拘禁刑
 - 没収
 - 損害賠償

5 知的財産権

- 営業秘密
 - ✓ 営業秘密を保護する特別の法律はない、但し、業務過程で知った他者の秘密事項を漏洩した場合、刑事罰の可能性あり(National Penal (Code) Act 294条)

- 守秘義務、競業避止義務
 - ✓ 在職中、守秘義務、競業避止義務を課すことは可能
 - ✓ 離職後、守秘義務を課すことは可能、しかし、競業避止義務を課すことは制限される可能性あり

6 税

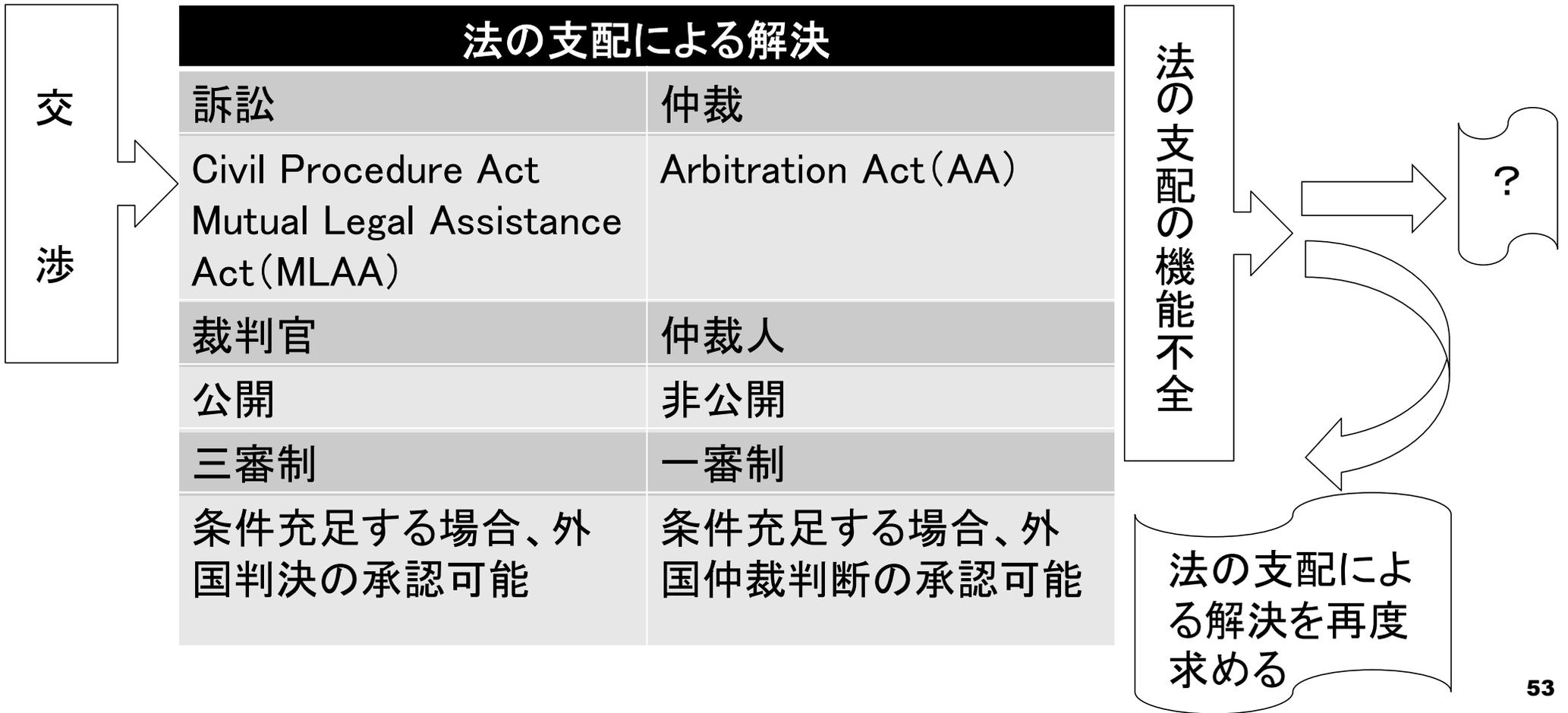
■ 内国法人に対する課税

税金/tax	税率/rate
法人所得税	原則として25%
付加価値税	原則として13%
キャピタルゲイン税	純利益の5%－25%
源泉徴収税	配当の場合、5%
物品税	物品による
地方税	地方による

6 税

- 価格移転税制/transfer piercing rule/Income Tax Act(ITA) 33条
- ✓ 関連当事者間の取引を通常取引価格で行われたものとみなして所得を再計算する制度
- 租税回避/general tax avoidance rule/ITA35条
- ✓ 租税回避スキームの一環として行われた取引を通常取引に再構成する制度
- ✓ 租税回避スキームとは主たる目的の一つが税負担の軽減であるを図るスキーム

7 紛争解決





7 紛争解決

- Commission for the Investigation of Abuse of Authority(憲法238条以下)
 - ✓ 憲法に基づき設置
 - ✓ 公務員の腐敗を調査し、必要があれば訴追

- Judicial Council(憲法153条)
 - ✓ 憲法に基づき設置
 - ✓ 裁判官の腐敗を調査し、必要があれば訴追



7 紛争解決

■ 訴訟

✓ 最高裁判所

➤ 上訴

➤ 公共の利益に関し他に救済方法のない案件

✓ 高等裁判所

➤ 上訴

➤ 競争法案件



7 紛争解決

■ 訴訟

✓ 地方裁判所

➤ 民事、刑事の第一審

✓ 特別裁判所

➤ corruption and money laundering trials

➤ 労働裁判所

➤ 税務審判所

7 紛争解決

■ 訴訟

- ✓ 所定条件を充足し、かつ、司法共助に関する二国間条約が存在する場合、外国判決は承認可能(MLAA37条)
- ✓ 現時点で二国間条約は存在せず、外国判決は承認されない可能性がある

7 紛争解決

■ 仲裁

- ✓ ニューヨーク条約加盟国
- ✓ 所定条件を充足し、かつ、ニューヨーク条約の加盟国での仲裁の場合、外国仲裁判断は承認可能(AA34条)
- ✓ 所定条件
 1. 仲裁合意に基づく仲裁人選任と仲裁判断
 2. 当事者が適時に通知を受けている
 3. 仲裁合意に基づく仲裁事項
 4. 仲裁判断が最終的である
 5. 相互保証
 6. 仲裁判断後90日以内にネパールで申立
 7. ネパールで仲裁可能な仲裁事項
 8. 公序良俗に反しない

8 撤退

- 株式譲渡(CA42条以下)
 - ✓ 株式譲渡制限がある株式の場合、譲渡条件を充足する
 - ✓ 株式譲渡契約を締結する
 - ✓ 株券を交付する
 - ✓ 外国投資家の場合、産業局/Department of Industryの承認を得る
 - ✓ 会社登記事務所/Office of Company Registrarに登録する
 - ✓ 中央銀行/Nepal Rastra Bankに登録する

8 撤退

- 自己株式取得(CA61条)
 - ✓ 原則不可、所定条件を充足する場合、所轄機関に通知して、配当可能利益から自己株式取得可能
 - ✓ 所定条件
 - 全発行済株式が払込済
 - 付属定款/Articles of Associationに規定
 - 株主総会の特別決議
 - 自己株式の取得後、借入金が資本金と準備金の2倍を超えない
 - 自己株式の金額が資本金と準備金の20%を超えない



8 撤退

- 自己株式取得
 - ✓ 自己株式取得の方法
 - 上場会社の場合、取引所で取得
 - 従業員から取得
 - 全株主から按分比例で取得

8 撤退

- 任意清算(CA126条以下)
 - ✓ 債務完済できる場合、任意清算可能
 - ✓ 任意清算の開始
 - 株主総会の特別決議
 - 基本定款/Memorandum of Associationの規定
 - 株主間契約/consensus agreementの規定

8 撤退

- 倒産/Insolvency Act (IA)
 - ✓ 債務完済できない場合、倒産手続の可能性あり (IA4条)
 - ✓ 裁判所に対する申立権者
 - 会社
 - 5%以上の株式保有する株主
 - 10%以上の債権者
 - 清算人



8 撤退

- 倒産/Insolvency Act
 - ✓ 裁判所の決定(IA22条)
 - 清算
 - 再生計画の実施
 - 倒産手続の不開始



9 リンク

- Nepal Law Commission

<http://www.lawcommission.gov.np/en/>

- Invest Nepal

<http://www.investnepal.gov.np/portal/index.php>

- Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs

<http://www.moljpa.gov.np/en/>

- Nepal Trade Information Portal

<http://nepaltradeportal.gov.np/>



9 リンク

- ネパール投資庁/Investment Board Nepal

<https://ibn.gov.np/>

- 産業局/Department of Industry

<https://www.doind.gov.np/>

- Federation of Nepalese Chamber of Commerce and Industry

<https://www.fncci.org/>

- Confederation of Nepalese Industries

<http://cnind.org/>

- 会社登記事務所/Office of Company Registrar

<https://www.ocr.gov.np/>



連絡先

弁護士 藤本卓也

三宅坂総合法律事務所

Email: t-fujimoto@miyakezaka.or.jp

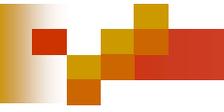
弁護士 Gourish Krishna Kharel

Kto Inc.

Email: info@ktoinc.net

Website:

<http://ktoinc.net/>



免責事項

- 本書により提供する情報(以下「本情報」といいます。)については、慎重に作成し提供しています。しかしながら、本情報の全ての信頼性、正確性、最新性、及び完全性を保証するものではありません。
- 本書は会計、税務、法務その他の専門家による助言を含みません。ご利用者が行為または決定を行う前に、かかる専門家に相談することが必要です。
- 本書をご利用になったこと、又はご利用になれなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、本書にリンクが設定されている他のサイトに関する一切責任を負いません。